

四日市市立小中学校施設整備事業

第1次募集要項等に関する質問回答集

平成15年8月26日

四日市市

募集要項に関する質問

(平成15年8月8日締め切り)

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1	P 1	募集要項の概要	今後の質疑応答等の結果を受け「要求水準書」が確定すると理解するが、具体的な確定予定時期を提示されたし。提案直前における条件の変更は事業者として対応が難しく、重大な変更に関しては十分な期間を持たれたし。	第二次募集要項等の送付時を予定しています。ただし、第二次募集要項への質問回答による修正、誤植による訂正等を行います。
2	P 1 2 - (4)	事業目的	ひとつの事業者にて4校一括で本事業を行うことに関し、市としてどのような点に期待しているか。	建設や維持管理におけるスケールメリットを活かした事業の効率化を期待しています。
3	P 1 2 - (4)	事業目的	週5日制のもとで育成のために行っている広範な教育活動の具体例を教示されたし。また、その活動のために施設画面上必要な設計要件があれば指示されたし。	7月30日開催の説明会で配布の「平成15年度学校教育指導方針」を参考にしてください。
4	P 2 2 - (5)	事業内容	改修工事を実施した学校において、施設の瑕疵が明らかになった時、その責任の所在が元施工業者にあるのか、PFIでの事業者であるのかの特定が困難な場合が想定されるが、この場合の帰責者の特定に関する市の見解を示されたし。	特定事業仮契約書(案)約款第14条の2を参照してください。
5	P 2 2 - (5)	事業内容	改修業務について、元施工業者の瑕疵に起因する場合と、事業者が行った改修業務の施工に対して発生された場合の責任分担はどのように考えるか。	特定事業仮契約書(案)約款第14条の2を参照してください。
6	P 2 2 - (6)	小中学校校舎等の改築及び改修業務	小中学校校舎等の改築改修業務の中で、その他これらを実施する上で必要な関連業務とは具体的に何を指すか。	埋設物調査等です。
7	P 2 2 - (6)	小中学校校舎等の改築及び改修業務	記載されている近隣対応、対策について、一般的な工事車両の通行等に伴う騒音、振動、運行経路の安全以外に具体的に何があるのか教示されたし。	要求水準書(案)第4及び特定事業仮契約書(案)約款第22,49条を参照してください。
8	P 2 2 - (6)	事業範囲	校舎等改築施設の所有権移転に関する業務とは具体的にどのようなものを指すか。	施設引渡、鍵引渡、説明書等の交付、施設の表示登記に関する業務です。

9	P 2 2 - (6)	国庫補助金	補助金申請にかかわる作業が事業者の業務範囲となっているが、選定事業者に補助金が支払われないリスク(可能性)はあるか。また、そのリスクを事業者が負担することはあるか。	第二次募集要項等において補助金申請に関わる提出書類を規定する予定です。事業者が契約書等を遵守している限り補助金が支払われないリスクを負担することはありません。
10	P 2 2 - (6)	電波障害対策	電波障害の事前調査書があれば公表されたし。	事前調査書はございません。
11	P 2 2 - (6)	小中学校校舎の改築及び改修業務	「所有権移転業務」は具体的には何を指すのか。事業者による登記業務は発生するのか。	回答8を参照してください。
12	P 2 2 - (6)	小中学校校舎等の改築及び改修業務	「近隣対応・対策」について、事業者の責任範囲は建設工事に関わる場合だけと考えてよいのか。	回答7を参照してください。
13	P 2 2 - (6)	小中学校校舎等の改築及び改修業務	「国庫補助金交付申請に係る諸作業」について、当該諸作業の具体的な内容および必要作成書類項目等を開示されたし。	第二次募集要項等において補助金申請に関わる提出書類を規定する予定です。
14	P 2 2 - (6)	小中学校校舎等の改築及び改修業務	四日市市内における、現在のCATV敷設範囲を示してほしい。示すことが困難な場合はどこで閲覧・調査等が可能か教示されたし。	四日市市都市整備公社にて閲覧が可能です。
15	P 2 2 - (6)	小中学校校舎等の改築及び改修業務	既存施設にアスベスト・PCBなどの有害物質が残存している場合、その具体的な内容を示されたし。	有害物質はないものと考えておりますが、残存していた場合の費用負担は市が行います。
16	P 2 2 - (6)	電波障害調査・対策	「電波障害調査・対策」について詳細が要求水準書(案)に示されていないので、期間、内容、範囲などを示されたし。	電波障害については、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例を参照してください。
17	P 3 2 - (6)	大規模修繕	大規模修繕業務は事業者の業務に含まないとあるが、事業期間中、仮に大規模修繕が実施される場合、事業者に及ぼす影響があれば明記されたし。	特定事業仮契約書(案)約款50条を参照してください。
18	P 3 2 - (6)	校舎等の維持管理業務	本事業の改築及び改修に伴い、仮設校舎等の設置業務が必要になる場合の、当該仮設校舎等の維持管理業務は、本事業に含まれるのか。 また、含まれる場合、維持管理業務の業務範囲・業務内容はどのようになるのか。	仮設校舎の維持管理業務は本事業に含まれます。 業務範囲は要求水準書(案)資料編資料16を参照してください。 善管注意義務をもって適切に維持管理業務を実施してください。

19	P3 2-(6)	小中学校校舎等の 改築及び改修業務	改修対象施設及び現状残存施設において、(7)事業に必要とされる関連法令等に照らし、既存不適格な部分はないと考えてもよいか。もし、あれば具体的な内容を示されたし。	既存不適格な部分はありません。
20	P4 1-(8)	債務負担行為	実施方針において、債務負担行為の設定に関しては平成15年6月の定例市議会で議決を受ける予定である旨記載されているが、その結果について教示されたし。また、債務負担行為には国庫補助金相当分や見合い相当額を含むのか教示されたし。	国庫補助金相当分や補助金負担割合等を加えた額で債務負担行為の議決を得ています。
21	P4 2-(8)	基本協定書(案)	基本協定書(案)はいつ頃公表されるのか。	平成15年8月19日公表済みです。
22	P4 2-(8)	事業スケジュール	基本協定書及び事業契約書の案文はいつ頃開示されるのか。	平成15年8月19日公表済みです。
23	P4 2-(8)	事業スケジュール	改修施設及び改築施設の供用開始は、本募集要項P17記載の「表1 完成確認期限」の翌日との理解でよいか。また、供用開始日が「完成確認期限」の翌日より早くすることは審査のうえで加点要素となるのか。	供用開始日は完成確認日と同日とし、完成確認期限の範囲で事業者提案とします。 審査のうえでの加点要素としていません。
24	P4 2-(9)	維持管理業務の実施	市に所有権を移転したのち維持管理業務を実施するとあるが、市所有権の移転日から直ちに開始することになるのか。 [P285.維持管理開始時(7)との整合性]	特定事業仮契約書(案)約款第40,44条を参照してください。
25	P5~7	応募者の資格要件 応募者の変更	協力企業には一切の要件及び規定は無いものと理解してよいか。	市の行政処分等の行為があった場合、市として指導、協力企業の変更を要請することがあります。
26	P5 3-(1)	資格要件	構成員は「設計企業」「建設企業」「維持管理企業」だけしか含まれないという印象を受けるが、これ以外の業務を請け負うSPCへの出資企業も構成員に含まれると理解してよいか。	ご質問のとおりです。
27	P5 3-(1)	資格要件	SPCに出資や劣後融資をする企業は協力企業といえるか。	協力企業は構成員以外の者で、業務の一部を受託し又は請け負うことを予定している企業です。出資や劣後融資のみをする企業は協力企業といえません。

28	P5 3-(1)	資格要件	SPCにおいて経理、財務を担当する企業は、(1) 応募者の構成 という協力企業といえるか。	経理、財務を請け負う企業は構成員又は協力企業となることができます。
29	P5 3-(1)	応募者の構成	「応募企業又は、応募グループの構成員以外の者で、業務の一部を受託し又は請け負うことを予定している者についても、参加表明書等提出時において協力業者として明記する。」とあるが、通常の建設工事下請け契約業者を意味するものなのか。もし、そうであれば、現時点での特定の下請け業者選択は難しいと考えられる。	SPC・応募企業または構成員から業務を請け負う企業が協力企業です。 少なくとも、SPCから直接業務の一部を受託し又は請け負うことを予定している協力企業は明記してください。
30	P5 3-(1)	応募者の構成 応募者の資格要件	応募グループに於いて、例えば施設を建設する企業が複数であった場合、建設企業は(P6 イ 応募者の要件)を満足する企業1社のみが構成員となり、残りの企業は協力企業になると受け取れるが、構成員と協力企業の違いを教示されたし。	応募グループに於いて、施設を建設する企業が構成員として複数になることは可能です。 構成員は資格審査の対象となり、協力企業は資格審査の対象となりません。
31	P5 3-(1)	応募者の構成	応募グループの「構成員」と「協力企業」の差異がわからない。「構成員」とSPCへの出資の有無は関係あるのか。「構成員」と「協力企業」の差異を明示されたし。	構成員とSPCへの出資の有無は関係ありません。 構成員は資格審査の対象となり、協力企業は資格審査の対象となりません。
32	P5 3-(1)	応募者の構成	参加表明の提出後、「協力企業」の変更は認められるか。	P18(8)業務の委託等を参照して下さい。
33	P5 3-(1)	応募者の構成	応募者が応募グループである場合、応募者には協力企業は含まれないとの理解でよいか。	ご質問のとおりです。
34	P5 3-(1)	応募者の構成	地元経済発展への配慮を期待されているとの記述があるが、その中の「応募者・協力企業」とは「応募者又は協力企業」の意味と解釈すればよいのか。	応募者又は協力企業のことですが、応募者かつ協力企業として地元企業が参加することを期待します。
35	P5 3-(2)	資格要件	参加表明書提出時から事業者決定までの間に、応募グループのうち1社でも指名停止となった場合、その企業及びグループは参加資格を失うことになるのか。	ご質問のとおりです。
36	P5 3-(2)	施設を設計する者の要件	第10号様式中の実績数の指定はあるか。最低いくつ、最高いくつなど	実績数が1つあれば応募者の要件を満たすものとします。

37	P6 3(2)	資格要件	「審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること」とあるが、アドバイザー契約やそれに類するサービスを受けている企業の参加も不可となるのか。	本事業に関するアドバイザー契約やそれに類するサービスを受けている企業を不可とします。
38	P6 3-(2)	応募者の制限	資本面若しくは人事面において関連がない者とは、当該事業においてのみでなく、包括的な顧問契約等の締結をなされている者も含まれるのか。	包括的な顧問契約等の締結がなされている者は含みません。
39	P6 3-(2)	応募者の制限	「アドバイザーのサービスを受けていない者」とは、アドバイザー契約や顧問契約等を結ぶなどによりサービス等を受けていない者と理解してよいか。	本事業に関するアドバイザー契約を受けていない者とします。
40	P6 3-(2)	応募者の制限	審査委員会の委員の属する組織や企業等、または委員個人より「アドバイザーのサービスを受けていない者」であることも、応募者の資格要件になると考えてよいか。	応募者の資格要件となります。
41	P6 3-(2)	施設を建設する者の要件	c. 項末尾に、「但し、複数の企業が施設を建設する者となる場合は、構成員に…(中略)の者を含むものとする。」とあるが、これは「構成員であり且つ建設を担当する者」全てが750点以上かつAランクである必要があるとの意味なのか。	少なくとも1社 750点以上かつAランクである必要があります。
42	P7 3-(4)	応募者の参加資格喪失等	「(2)応募者の資格要件ア. 応募者の制限 市から指名停止の措置をうけていない者であること」「(3) 応募者の参加資格確認基準日参加資格確認基準日は、平成15年7月22日とする。」「(4) 応募者の参加資格喪失等オ. 応募者が(2)の要件を満たさなくなった場合」とあるが、応募グループ構成員が平成15年7月22日以降、「参加表明書・資格審査申請書類及び第一次提案受付」日までに、四日市市より指名停止処分を受けた場合、また、その期間中に指名停止処分が解除になった場合に応募資格は有るか。 また「優先交渉権者の決定及び公表」日までの間に、四日市市より指名停止処分を受けた場合、その時点で参	応募者が平成15年7月23日以降、平成15年9月16日までに、四日市市より指名停止処分を受け、その期間中に指名停止処分が解除になった場合に応募資格は喪失しないものとします。 応募者が平成15年7月23日以降、平成15年9月16日までに、四日市市より指名停止処分を受け、その期間中に指名停止処分が解除しない場合に応募資格は喪失します。 優先交渉権者の決定及び公表日までの間に、四日市市より指名停止処分を受けた場合、参加資格は喪失します。 協力企業については、回答25を参

			加資格が喪失するのか。 協力企業が上記同様、指名停止処分を受けた場合、応募資格(又は参加資格)は、どの様に判断するのか。	照してください。
43	P7 3-(4)	応募者の参加資格喪失等	優先交渉権者の選定結果が公表されるまでの間に参加資格を喪失する可能性があるとの記述があるが、それは、参加資格確認基準日である平成15年7月22日から優先交渉権者の選定結果の公表までの期間との解釈でよいか。	回答42を参照してください。
44	P7 3-(5)	応募者の変更	応募企業・代表企業の変更は認められないが、協力企業の変更は認められるのか。	回答32を参照してください。
45	P7 3-(5)	協力企業の追加	参加表明書の提出後、協力企業の追加も認められないのか。	回答32を参照してください。
46	P7 4-(1)	提案価格の上限	先般公表された「特定事業選定の選定について」のP3「イ 財政負担額の比較」の表の中に記載されている「PFI事業として実施する場合」の「財政負担額(現在価値)」の5,343百万円と本募集要項のP7の「4.応募に関する留意事項(1)提案価格の上限」に記載されている現在価値ベース(割引率4%)での6,870百万円との金額の差1,527百万円はどのような費用項目によるものなのか。	5,343百万円はPFI事業として実施する場合の市の財政負担額であり、市の起債償還を考慮し、市税収入の調整を行っております。 6,870百万円は公共が直接実施する場合の市の財政負担額から、消費税を控除し、起債償還の影響を除いています。
47	P7 4-(2)	金融上の支援	当選後、日本政策投資銀行から無利子融資、低利子融資が受けられた場合、提案時の提案利子との差額に関しては、事業者の利益になると理解してよいか。	ご質問のとおりです。
48	P8 4-(2)	補助金制度の活用	国の補助金及び市の見合い相当額は二次募集要項で明らかにするのか。事業者は補助金及び見合い負担額の変更リスクについて、何らかの補完的措置をコストをかけて講じる必要があるため、結果として入札価格が高くなる。早急に補助金等の見込み額を提示し、その金額変動リスクについては市の負担としていただきたい。	一時支払金の支払予定額は第二次募集要項等で示す予定です。 金額の変動リスクについては回答9を参照してください。

49	P8 4-(2)	補助金制度の活用について	現在、市が想定されている補助金の内容、金額、受領時期など具体的な事項を教示されたし。	一時支払金の支払時期については特定事業仮契約書(案)約款第55条を参照してください。金額に関しては回答48を参照してください。
50	P8 4-(3)	著作権	「提出書類に含まれる著作物の著作権は、(中略)応募者と合意のうえで全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とあるが、第一次提案書が第二次提案書受付前に公開されることはないと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
51	P8 4-(3)	募集要項等の承諾	「本募集要項及び別添資料の記載内容・条件を承諾したものとみなす。」とあるが、承諾の対象書類として、実施方針、実施方針公表時の質疑回答、および本募集要項公表時の質疑回答も含まれるべきではないか。また、本募集要項にはリスク分担表が掲載されていないが、実施方針公表時のリスク分担表が適用されて本要項が公表されたとの理解でよいか。	承諾する書類は本募集要項、別添資料、第一次募集要項等に関する質問回答、基本協定書(案)及び、特定事業仮契約書(案)とします。リスク分担等については平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)を参照してください。
52	P10 5-(1)	募集及び選定スケジュール	質問者への共同ヒアリングとはどのようなヒアリングなのか。	第二次募集要項に対する質問に関して、市として必要が生じたときに実施します。
53	P11 5-(4)	現地確認	一次提案通過者に対する再度現地確認及び既存建物調査はできるか。	可能です。
54	P11 5-(5)	参考図の有償配布	第二次募集の際にも参考図の有償配布は行われるのか。	一次提案通過者から要望があれば配布します。
55	P11 5-(5)	図面等の閲覧	第二次審査に残った場合、再度図面の閲覧は可能か。	一次提案通過者から要望があれば閲覧は可能です。
56	P12 5-(5)	参考図の有償配布	必要な参考図は、記載された期日以外においても申し込む事が可能か。	一次提案通過者からの申出は可能です。
57	P15 7-(1)	契約の手続き	仮契約が議会で承認されなかったり、何らかの条件が付された場合の費用の増加は市側の負担か。また、議決を得られなかった場合のフローチャート等は作成されているか。	事業契約不調の場合の処理については、基本協定書(案)第8条を参照してください。条件を付した場合、協議を行います。
58	P15 7-(1)	事業契約書(案)	市と事業者の責任分担を記載した事業契約書(案)はいつ頃公表されるのか。	平成15年8月19日公表済みです。

59	P15 7-(1)	契約の手続き	事業契約書(案)の示す基本的な条件の変更は行なわない。」とあるが、各種質疑回答等との調整及び契約書の内容の再確認のための協議の場は設けられると理解してよいか。	ご質問のとおりです。
60	P15 7-(2)	S P C への出資	応募グループの場合、構成員合計の議決権50%を超えるものと記載されているが、事業開始後においても前述の条件を満たせば、譲渡可能(換金可能)と判断してよいか。	基本協定書(案)第4条を参照してください。
61	P15 7-(2)	S P C の設立	「代表企業は最大の議決権を保有する」に関し、(親会社)と(親会社の100%子会社)合計で、最大議決権を保有した場合、この要件を充足するとみなされるか。	ご質問の場合、代表企業は最大の議決権を保有する要件を充足しません。
62	P15 7-(2)	S P C の設立	構成員の複数者が、代表者と同数の議決権を保有した場合、最大議決権を保有しているものとみなされるか。例えば、出資4社の場合、A社(代表企業)30%、B社30%、C社30%、D社10%等の場合。	ご質問の場合、代表企業は最大の議決権を保有する要件を充足しません。
63	P15 7-(2)	S P C の設立	S P C について事業期間中は移転しないとあるが、市内でのオフィスの移動も認めないということではないと理解してよいか。 また、S P C の設置に関する制約事項は他に何かあるか。	市内でのオフィスの移動は可とし、その他制約事項は募集要項を参照してください。
64	P16 7-(3)	契約の枠組み	事業契約書(案)が公表されていないが、事業契約書(案)についての質疑の機会は設けられると理解してよいか。 また、公表の遅れに伴い、参加表明書・参加資格審査書類・第一次提案書の受付の日程を遅らせることは、考えているか。	8月19日に公表済みで、第一次提案受付開始までには質問回答も公表します。参加表明書・参加資格審査書類・第一次提案書の受付の日程は第1次募集要項のとおりとします。
65	P16 7-(4)	履行保証保険契約の締結	建設期間中の履行保証保険契約を締結する際、保険始期については、事業契約書締結の日 工事着手の日のいずれか。	履行保証保険契約の保険始期については、工事着手の日とします。
66	P16 7-(4)	履行保証保険	履行保証保険は、各校ごとの保険か、あるいは4校一括の保険か。	各校別の付保となります。

67	P16 7-(4)	履行保証保険	履行保証保険を付保する場合、受取人をSPCとして、保険金受取債権に市の質権を設定する形でよいか。	特定事業仮契約書(案)約款第24条を参照してください。
68	P16 7-(4)	仮設業務	仮設校舎等の必要が発生した場合、仮設校舎等の維持管理が業務範囲になるが、残存施設等の維持管理は対象外と考えてよいか。 その際、要求水準(モニタリング等)も同等と考えてよいか。	残存施設等の維持管理については特定事業仮契約書(案)約款第44条を参照してください。 残存施設はモニタリングによる減額の対象となります。
69	P16 7-(4)	契約保証金	自ら又は請負業者にて付する契約保証金の返還日はいつを想定しているものなのか。	各校別に第2期の完成確認が終了した時点で返還手続きを開始いたします。
70	P16 7-(4)	契約保証金	「事業契約上の債務の不履行により生ずる・・・」とあるが、事業契約上の債務の不履行とは、改築及び改修業務に関する債務の不履行という理解でよいか。	ご質問のとおりです。
71	P16 7-(4)	契約保証金	保証金の額は「解体・撤去作業、改築業務・改修業務、外構整備業務、仮設業務(維持管理含む)」に相当する金額の10分の1以上とする。」とあるが、仮設業務に含まれる維持管理は、建築物維持管理業務および建築設備維持管理業務のみと考えてよいか。	仮設業務の維持管理業務範囲については、要求水準書(案)資料編資料16を参照してください。
72	P17 8-(1)	施設の完成確認及び完成確認期限	維持管理期間と建設期間が重複している期間があるが、この期間において事業契約が解除となった場合のペナルティ、施設買取価格、完工した建物部分の施設整備費の支払に関する市の見解について示されたし。	特定事業仮契約書(案)約款第64条を参照してください。
73	P17 8-(1)	施設の完成確認及び完成確認期限	市による完成確認は各校舎共何日ぐらいの日数を考えているか。また内容はどのようなものか。また中間検査があればその名称と内容を教示されたし。	条件が確認された場合に即日、完成確認を行います。 特定事業仮契約書(案)約款第34条を参照してください。中間検査については、要求水準書(案)P23(3)建設期間中業務を参照してください。
74	P17 8-(1)	施設の完成確認及び完成確認期限	完成確認書交付前に、市が什器・備品の搬入等を目的に事前使用を行うことがあると書かれているが、所有権移転前の備品搬入ならびに引越は、建物の未使用状態での引渡と認められず、取得税課税のおそれがあるが、どう考えているか。	単なる備品の搬入であり、建物の使用には当てはまらないものと考えております。

75	P17 8-(1)	施設の完成確認及び完成確認期限	市の完成確認の為に必要な事業者の業務内容は、事業契約書(案)にて明示されるか。 また、完成確認書の書式についても同様に明示されるか。	完成確認の為に必要な業務内容については特定事業仮契約書(案)約款第34条を参照してください。なお、完成確認書の書式については事前に明示する予定はありません。
76	P17 8-(1)	完成確認期限	南中学校改築体育施設に含まれる施設名称を具体的に教示されたし。また、その中にプール及びプール付属棟が含まれる場合、完成確認期限を供用開始時期にあわせる事は可能か教示されたし。	要求水準書(案)資料編資料3を参照してください。 プール及びプール付属棟は南中学校改築体育施設に含まれ、完成確認期限は平成17年12月31日とします。
77	P17 8-(2)	サービス購入料の支払い	サービス購入料1「施設整備業務の対価に相当する額」に関し、実施方針別紙3サービス購入料についての考え方(4)サービス購入料の構成にて示される「開業費」の記述が見受けられないが、SPCの設立費用等開業費は含まれている点を確認したい。	市支払の内訳・区分については第二次募集要項等で示す予定です。
78	P17 8-(3)	事業契約上の地位	資金調達のための融資契約に伴い、契約上の地位の譲渡予約契約・譲渡担保契約等の締結を融資団から求められることが一般的であるが、このような場合には市の事前の承諾が得られると考えてよいか。	金融機関による担保設定については、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められる場合に承諾を行います。
79	P18 8-(4)	大規模修繕に要する費用	大規模修繕が必要となった場合、費用は市側負担とあるが、その業務は事業者側と判断してよいか。	特定事業仮契約書(案)約款第50条を参照してください。
80	P18 8-(4)	大規模修繕に要する費用	「建築物修繕措置判定手法」に明記されていない設備・機器に関する大規模修繕の可否は、事業者側判断で良いのか。	応募者の判断で提案してください。
81	P18 8-(4)	大規模修繕に要する費用	大規模修繕の要否のための調査費用は、「建築物修繕措置判定手法」に示された市側負担で良いか。	大規模修繕の要否のための調査費用を提案価格に含む必要はありません。日常の維持管理業務報告等によって市が実施の判断をします。
82	P18 8-(4)	大規模修繕に要する費用	市は事業期間中における大規模修繕の実施を想定しているか、それとも、していないか。	事業期間中、改築施設についての大規模修繕は想定しておりません。改修施設については提案内容と整備後の保全状況を加味して大規模修繕の実施を判断します。
83	P18 8-(5)	第三者賠償保険	加入すべき第三者賠償保険の内容については第二次募集要項等で明示されるのか、それとも事業者の提案によるものなのか。	第二次募集要項等に明示します。

84	P18 8-(5)	第三者賠償保険の 契約者	第三者賠償保険は工事請負業者が加入としてもよいか。	ご質問のとおりです。
85	P18 8-(5)	保険	維持管理業務で必ず加入すべき保険はあるか。特に、市側で考える付保内容を教示されたし。	事業者の提案によります。
86	P18 8-(5)	保険	市が条件として事業者に付保を求める保険は、第三者賠償保険のみと理解してよいか。	ご質問のとおりです。
87	P18 8-(6)	市と事業者の責任 分担	リスク分担表を二次要項で示すとのことだが、どのレベルまでのリスク分担表が示されるのか。実施方針別表2程度なのか教示されたし。	平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)を参照してください。
88	P18 8-(6)	市と事業者の責任 分担	市と事業者の責任分担は事業契約書(案)によるとされているが、当該案の示される時期は。	平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)を参照してください。
89	P18 8-(6)	市と事業者の責任 分担	「市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)による・・・」とあるが、事業契約書(案)は、第一次提案前に提示されるのか。提示されないのであれば、実施方針の責任分担と理解してよいか。	平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)を参照してください。
90	P18 8-(6)	市と事業者の責任 分担	平成15年2月4日に公表された「実施方針」の「別紙2 リスク分担表」において市と事業者がリスクを分担する項目(「共通段階/法令の変更/全ての事業者に影響を及ぼすもの(税制等)」、「共通段階/不可抗力」、「共通段階/物価」及び「サービス料支払関連/金利」)についての分担の考え方はいつ公表されるのか。	平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)を参照してください。
91	P18 8-(6)	市と事業者の責任 分担	平成15年2月4日に公表された「実施方針」の「別紙2 リスク分担表」における「共通段階/不可抗力」の不可抗力の定義を教示されたし。	特定事業仮契約書(案)第1条を参照してください。
92	P18 8-(6)	市と事業者の責任 分担	平成15年2月4日に公表された「実施方針」の「別紙2 リスク分担表」において「共通段階/第三者賠償」及び「共通段階/住民問題」において、事業者が善管注意義務を果たしていれば、「共通段階/不可抗力」のリスクと考えてよいか。	特定事業仮契約書(案)約款第22,38,49,54条を参照してください。

93	P18 8-(6)	市と事業者の責任 分担	対象校4校における土地の瑕疵(土壌汚染、公表資料からは読み取れない地中埋設物の存在等)に関するリスクは市にあると考えてよいか。	特定事業仮契約書(案)約款21条及び14条の2を参照してください。
94	P18 8-(7)	債権の取り扱い	事業者が市に対して有する債権に質権を設定する場合、及びこれを担保する場合には事前に市の承諾を得ること(市は本事業の実施に影響が生じると合理的に判断する場合は承諾しない)とあるが、合理的に判断する場合は具体的にどのような場合を想定しているのか。	金融機関による担保設定については、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められる場合に承諾を行います。
95	P18 8-(7)	債権の質権設定及び債権の担保提供	本事業に対して融資を供与する金融機関が、プロジェクトファイナンス組成のため、事業者が市に対して有する債権並びに事業契約に対して担保権を設定することは承諾されるか。	回答94参照してください。
96	P18 8-(7)	事業契約上の債権の取り扱い	資金調達のための融資契約に伴い、事業契約上の債権に対する質権設定契約・譲渡担保契約等の締結を融資団から求められることが一般的であるが、このような場合には市の事前の承諾が得られると考えてよいか。	回答94参照してください。
97	P18 8-(7)	債権の質権設定及び債権の担保提供	債権の質権設定及び担保提供は、事業実施に影響が生じると合理的に判断する場合は承諾しないとあるが、具体的にどのような場合に承諾拒否の立場をとるのか。	回答94参照してください。
98	P18 8-(9)	埋蔵文化財の調査について	埋蔵文化財調査が必要になった場合のコストは二次募集の提案金額に含めなくても良いという解釈でよいか。	埋蔵文化財調査の要否は第二次募集要項等で示します。調査が必要となった場合、費用及び調査期間を含めた提案を行っていただく予定です。
99	P18 8-(9)	埋蔵文化財の調査について	実施方針に関する質問回答集の整理番号22番で回答されている「事業者の業務範囲とし、調査に関する費用、工期等のリスクは市が負担する」とあるが、万が一そのような事態になった場合、市が負担する費用は当該調査費用のみならず、資金調達上のコストを含めた事業費全体コストが対象となるかの理解でよいか。	回答98を参照してください。

100	P 1 9 8 - (9)	埋蔵文化財の調査	埋蔵文化財の発掘による工事の変更、遅れ等のリスクは市にあると理解してよいか。	回答 98 を参照してください。
101	P 1 9 8 - (9)	埋蔵文化財の調査	富田小学校以外の 3 校については埋蔵文化財調査の予定はないのか。それとも、埋蔵物の存在によって生じる建設工事追加費用や期間延長による費用は市が負担するのか。	富田小学校以外の 3 校については包蔵区域外であり、文化財調査の予定はありません。
102	P 1 9 8 - (9)	土地の使用等	橋北中学校の敷地に含まれる国有地の範囲を明示されたし。	国有地との境界が明確でないこともあり、国との協議は市で実施します。
103	P 1 9 8 - (9)	土地の使用等	橋北中学校の東側の現テニスコート部分も敷地の一部として利用することは可能か。	可能です。
104	P 1 9 8 - (9)	埋蔵文化財の調査について	埋蔵文化財による着工の遅れ、事業の変更、事業の中止等のリスクは市にあるという理解でよいか。	回答 98 を参照してください。
105	P 1 9 8 - (9)	土地の使用等	橋北中学校において計画道路を工事用道路として使用するための交渉については事業者が道路管理者と行うと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
106	P 1 9 8 - (9)	土地の使用等	橋北中学校敷地の一部（国有地）とはどの部分か、示されたし。 また、建築基準法上同一敷地として捉えたと考えてよいか。	国有地の部分に関しては、回答 102 を参照してください。 建築基準法上、同一敷地と捉えてください。
107	P 1 9 9 - (2)	協議会の設置	当協議会の設置時期はいつ頃か。	特定事業仮契約締結と同時に設置する予定です。
108	P 1 9 9 - (2)	協議会の設置	協議会の意思決定方法はどのようなものかを考えているか。（全会一致か多数決か） また、協議会において決定された事項の対外的な効力は、事業契約に準じるものと考えてよいか。	協議会については特定事業仮契約書（案）約款第 71 条を参照してください。また、意思決定の方法等については協議会で決定する予定です。
109	P 1 9 9 - (2)	協議会の設置	協議会には、「必要に応じて」、発言権を持たないオブザーバー的な企業その他の出席は可能となるのか。	回答 108 参照してください。

110	P 2 0 9 - (4)	融資団との協議	「市は本事業に関して、事業者に融資する融資団と概ね以下の事項を協議することがある」とあるが、記載の事項等に関して、市と融資団との協議ではなく、両者間で直接契約を締結するという認識でよいか。	融資団と協議が調えば、協定を締結することもあり得ます。
111	P 2 0 10 - (1)	参加表明書・参加資格確認書類	提出方法（ホッチキス綴じ、ファイル綴じ、等）を明示されたし。	ファイル綴じとします。
112	P 2 0 10 - (1)	第一次提案書類	提出方法（ホッチキス綴じ、ファイル綴じ、等）を明示されたし。	ファイル綴じとします。
113	P 2 1 10 - (1)	維持管理業務提案書	大規模修繕業務は事業者の業務に含まないとされているが、提出する長期修繕計画書には大規模修繕計画を含むものとされている。どのような審査がなされるのか。	事業期間中は改修施設への提案、事業終了後は改築施設を含めた提案に対して、事業コストや市と事業者の費用負担の考え方が適切かを審査します。
114	P 2 1 10 - (1)	参加表明書・参加資格確認書類	設計・建設・維持管理以外の業者は入札参加資格者名簿への登録が要件とされていないが、事業全体のマネジメント、会社管理業務を担当する企業、は外部コンサルタント等の応募会社は入札参加者名簿の登録を証する書類の提出は不要と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
115	P 2 1 10 - (1)	維持管理業務提案書	大規模修繕は市側負担となっているが、大規模修繕の考え方とは具体的に何を示すのか。 例えば、LCCの検討期間や、大規模修繕の範囲等の考え方を示せば良いのか。	LCCの検討期間や、事業終了後に必要となる大規模修繕についての考え方、市と事業者の費用負担の考え方等を示してください。
116	P 2 1 10 - (1)	維持管理業務提案書	長期修繕計画書（大規模修繕計画を含む）と記載にあるが、対象は改修部・改築施設のみと考えてよいか。[残存施設は対象外か]	残存施設も対象としております。
117	P 2 1 10 - (1)	維持管理業務提案書	c 長期修繕計画書（大規模修繕計画を含む）とあるが、 ・大規模修繕の説明（要求水準書（案）第5維持管理業務総則 3業務の実施（6）用語の定義キ大規模修繕）以外に、市の指針等はあるか。 大規模修繕に対し共通の認識事項が無いと、各社の取り扱いの違いによりVFMへの影響が出てくると思われる。	要求水準書（案）6ページの「建築物修繕措置判定手法」（建築保全センター）によるものと考えております。

118	P 2 1 10 - (1)	維持管理業務提案書	要求水準書(案)において、事業者の事業範囲に大規模修繕は含まないと明記されているものの、提出する長期修繕計画書には「大規模修繕計画を含む」と指示がある。大規模修繕計画についての記述を求めることはどのような目的からか。	回答 113 を参照してください。
119	P 2 1 10 - (1)	維持管理業務提案書	第二次提案において長期修繕計画書の中で大規模修繕について提案を求めるものと理解できるが、本募集要項には、大規模修繕は事業者の業務には含まず、かつ、費用・リスク負担は市であるとの記述もある。大規模修繕に関する市の考えを示されたし。(イニシャル重視なのか、ランニング重視なのかなど)	回答 82, 113 を参照してください。
120	P 2 2 10 - (1)	事業計画提案書	P F I 事業参加実績表の提出を求められているが、実績の有無は審査において大きな加点(減点)の要素となるのか。	審査の参考としますが、加点(減点)の対象とはしません。
121	P 2 2 10 - (2)	提案書作成要領	「文章を補完するための図表・概念図等、最小限の範囲で使用できるもの」の基準があれば提示されたし。	審査は文章を中心に行います。
122	P 2 2 10 - (2)	提案書作成要領	提案書への書き込みに対し、文字のポイントの指示はあるか。	ポイントの指定はありません。
123	P 2 2 10 - (2)	提案書作成要領	提案書の文字、概念図等に着色してよいか。	着色についての制限はありません。
124	P 2 2 10 - (2)	提案書作成要領	「設計図は使用しないこと」とあるが、文章を補完するための簡単な間取り図、ゾーニング図、ブロック図を使用してよいか。	間取り図、ゾーニング図、ブロック図は不可です。
125	P 2 2 10 - (2)	提案書作成要領	「模型(写真)、完成予想図は使用しないこと」とあるが、文章を補完するための簡単なイメージスケッチ、スタディ模型(写真)を使用してもよいか。	イメージスケッチ、スタディ模型(写真)は不可です。
126	P 2 2 10 - (2)	提案書作成要領	提案書類の綴じ方については、A-4 ファイル綴じにて受理されると考えてよいか。	ご質問のとおりです。

127	P 2 3	サービス購入料	サービス購入料の年4回の支払いは市側にも事業者側にも大きな事務コストとなり、年2回の支払いにした方が双方のメリットが大きくなると考えられるが、見直しの検討は行われぬのか。	ご意見として承ります。
128	P 2 3	施設整備のサービス対価	一時支払金・サービス購入料1、サービス購入料2の対象業務が表1にて規定されているが、その内容としては実施方針に示されたものに準じるものとして理解してよいか。また、実施方針に関する質問回答で「提示された構成以外の提案も可能」と記載されているが、事業者の事業収益の一部をサービス購入料1の内容とする提案も可能という理解でよいか。	市支払の内訳・区分については第二次募集要項等で示す予定です。
129	P 2 3 1	施設整備業務の対価	「改築及び改修業務の対価に相当する額を一時支払金とサービス購入料1として支払うものとする」とあるが、一時支払金についてもサービス購入料と同様に、SPCの割賦売上高の対象になると考えてよいか。(一時支払金とサービス購入料の合計額がPFI事業の割賦売上高になるのか、サービス購入料1だけが割賦売上高になるのか。)	事業者が判断してください。
130	P 2 3 1	サービス購入料1の対象業務	募集要項では、サービス購入料1の対象業務として「開業費」という文言が明示されていないが、SPCの設立及び契約等にかかる一連の開業関連費も含まれていると考えてよいか。(含まれる場合には、どの業務の中に含まれるのか明示されたし) 実施方針では、サービス購入料の内容として「設計・建設及び開業費」が挙げられている。	回答128を参照してください。
131	P 2 3 1	施設整備のサービス対価	サービス購入料2については当募集要項P25にて「公租公課の負担、会社運営等の間接的な業務に対する対価も含むもの」とあるが、サービス購入料1にも、初期投資額としての開業費等が含まれるのではないかと。	回答128を参照してください。

132	P 2 3 1 - (1)	一時支払金	一時支払金の支払予定額は第二次募集に示すとあるが、一時募集時に資金調達についての提案が求められている。具体的な提案をするためにも、早い時期での金額提示はできないか。	第二次募集要項等で示す予定です。
133	P 2 3 1 - (1)	一時支払金	一時支払金及びサービス購入料 1 の支払時期は、事業者の提案により変動するか	一時支払金の支払時期は事業者提案により変動しますが、サービス購入料 1 の支払時期は、変動しません。
134	P 2 3 1 - (2)	サービス購入料	サービス購入料 1 の支払分の中には、弁護士費用や S P C 設立費用などの開業関連費を含むものとするが、開業関連費を基準金利 1 , 2 のどちらに参入をして市から支払いを受けるかは、事業者サイドで判断すると理解してよいか。	事業費に応じて按分していただく方針ですが、提案方法については第二次募集要項等で示す予定です。
135	P 2 3 1 - (2)	サービス購入料	サービス購入料支払いを開始する時期が学校別に 2 回目の完成確認後となっているが、第 2 期(改築工事)の完成確認後と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
136	P 2 3 1 - (2)	サービス購入料 1	サービス購入料 1 については請求書の提出についての記載がなく、支払時期欄には日付が記載されていることから、スケジュール通りに自動的に支払われるということによいか。	第二次募集要項等で請求手続きを規定します。
137	P 2 3 1 - (2)	サービス購入料 1	「 2 回目の完成確認」と記載されているが、2 回目とは第 2 期の完成確認の後と考えてよいか。	2 回目の完成確認とは第 2 期の完成確認のことです。
138	P 2 4 表 2	サービス購入料 1 の支払い	サービス購入料 1 の支払の説明中の金額の計算方法を、もう少し簡単に説明いただきたい。	ご意見として承り、第二次募集要項等で示す予定です。
139	P 2 4 1 - (2)	金利	基準金利 1・2 を適用することは、S P C と金融団の融資契約を 2 本立てにすることを想定したものと理解してよいか。	資金調達の方法については事業者が任意に決めてください。

140	P 2 4 1 - (2)	サービス購入料 1 の算出方法	「サービス購入料 1 は学校別に算出」とあるが、S P C の設立及び契約等にかかる一連の開業関連費がサービス購入量 1 に含まれる場合、これらの費用は P F I 事業全体にかかるものであり、学校別に算出することが困難になると考えられるが、例えば、学校別の事業費に応じて按分されるといった対応がなされるのか。	事業費に応じて按分していただく方針ですが、提案方法については第二次募集要項等で示す予定です。
141	P 2 4 1 - (2)	サービス購入料 1 の減額	サービス購入料 1 は、減額措置の対象とならないと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
142	P 2 4 1 - (2)	サービス購入料 1 の支払	サービス購入料 1 の支払いに関し、第 1 回～第 4 5 回までの支払いは【(割賦払い金の 2 分の 1 の金額) と金利を 4 5 回で元利金等返済する額】+【(割賦払い金の 2 分の 1 の金額) に対する金利】と記載されているが、後段の【(割賦払い金の 2 分の 1 の金額) に対する金利】は、日割計算ではなく年間金利 1 / 4 にて計算し、各支払額は一定となるという理解でよいか。	ご質問のとおりです。
143	P 2 4 1 - (2)	施設整備のサービ ス対価	サービス購入料 1 の支払いは 2 回目の完成確認後に行われることと a は 4 月にての支払いと記載されているが、実際には請求手続き期間を経て支払われるものと理解してよいか。	回答 136 を参照ください。
144	P 2 4 1 - (2)	施設整備のサービ ス対価	サービス購入料 1 は 1 回目の完成確認と 2 回目の完成確認にて 2 回の債権確定がなされるとすると、例えば、南中の場合、4 月に支払われるサービス購入料 1 は 2 回目の完成確認直後に支払われることになっている。本支払いには 1 回目の完成確認から 2 回目の完成確認に至るまでの 1 期工事分の金利が含まれると考えてよいか。また、2 期工事分に関しては、1 回目の支払い時には金利は発生せず元本のみの支払いという理解でよいか。	完成確認の時期は第二次応募者提案によります。また、質問中「債権確定」の趣旨が不明ですが、1 期工事、2 期工事とも完成確認の翌日から支払時期までの金利が発生します。
145	P 2 5 1 - (2)	金利	基準金利 1 , 2 の決定基準日が学校の最終の引渡日の 2 銀行営業日前となっているが、最終引渡日は募集要項 1 7 ページの表 1 の完成確認期限を想定しているのか。	完成確認の期限は募集要項 1 7 ページ表 1 の完成確認期限の範囲で第二次応募者提案により決定します。

146	P 2 5 2 - (1)	サービス購入料	仮設校舎の維持管理へのサービス購入料の支払について教示されたし	募集要項 2 3 ページ別紙 1 表 1 を参照してください。
147	P 2 5 2 - (1)	サービス購入料	サービス購入料 2 は事業者の提案により、支払対象や支払回数変動すると理解してよいか	市支払の内訳・区分については第二次募集要項等で示す予定です。支払回数は変動しません。
148	P 2 5 2 - (1)	サービス購入料 2 の算出方法	サービス購入料 2 は「学校別に算出」「公租公課の負担、会社運営等の間接的な業務に対する対価も含む」とあるが、特に間接的な業務に対する対価については、学校別の算出が困難だと考えられるが、どのような基準で学校別に算出することを想定しているのか。	事業費に応じて按分していただく方針ですが、提案方法については第二次募集要項等で示す予定です。
149	P 2 5 2 - (1)	維持管理業務のサービス対価	サービス購入料 2 については、要求水準が未達の学校部分のみが減額されるもので、他の学校の維持管理費用については全額、スケジュール通り支払われる理解してよいか。	ご質問のとおりです。
150	P 2 5 2 - (1)	維持管理業務のサービス対価	事業者の提案により工事完了・引渡が早まる場合、サービス料支払時期もそれに応じて早まると考えてよいか。	変動しません。
151	P 2 5 2 - (1)	維持管理業務のサービス対価	サービス購入料 2 は事業期間に互り学校ごとに第一期、第二期の分類に基づき、それぞれ毎回数額にて支払われるものと理解してよいか。	サービス購入料 2 の対象となる維持管理業務については特定事業仮契約書（案）約款第 44 条を参照してください。 また、第二期の維持管理業務が開始されたのち、第一期、第二期の分類は想定していません。
152	P 2 5 2 - (1)	サービス購入料 2 の支払額	第 3 回から第 8 4 回のサービス購入料 2 a、2 b、2 c、2 d の各項の支払額の内容については記入がないが、それぞれの年の「3 月末までの 1 2 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額」との解釈でよいか。	3,6,9,12 月までの各 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額とします。
153	P 2 5 2 - (2)	完成確認書交付	完成確認書交付時と完了引渡日とは同一か。又、供用開始日と同一なのか。	特定事業仮契約書（案）約款第 34,40,41 条を参照してください。
154	P 2 6 表 5	一時支払金の時期	港中学校の一時支払金（第 1 期）は 11 月となっているが、他校 12 月との相違点を示されたし。	他校と同様 12 月とします。

155	P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	サービス購入料 2 について計算式の中で、事業者が提案した平成 1 8 年 1 2 月末までの 3 ケ月分の 4 倍を基準としているが、3 ケ月分の当該サービス購入料が平均的な額でないとすれば、算式に正確性を欠くと思われるが。	学校別に全ての校舎が供用開始された後は、サービス購入料 2 を平準化して支払う予定ですが、提案方法については第二次募集要項で示します。 サービス購入料 2 の改定式を特定事業仮契約書（案）約款別紙 14 に修正します。
156	P 2 6 2 - (3)	サービス購入料 2 の改定	サービス購入料 2 の改定の算定式において、C S P I x について、企業向けサービス向けサービス価格指数とは何であって、この算定式に採用するのはなぜか。	物価の変動に伴う維持管理費の改定は指標との連続性や改定作業の効率化を助成し、企業向けサービス価格指数（総平均）としました。
157	P 2 6 2 - (3)	サービス購入料 2 の改定	サービス購入料 2 の改定の算定式において、P についてなぜ、平成 1 8 年 1 0 月から 1 2 月末までの 3 ケ月を対象とするサービス購入料 2 が基本数値になるのか。	回答 155 を参照してください。
158	P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	本規定によると、物価変動の計算は平成 1 9 年 4 月からのサービス購入料 2 が対象となるが、提案時から平成 1 9 年 3 月までの期間における物価変動は事業者リスクと理解してよいか。	サービス購入料 2 の改定式を特定事業仮契約書（案）約款別紙 14 に修正します。
159	P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	サービス購入料 2 改定の計算式として $P_x = P \times (C S P I a - 1 / C S P I b)$ とされているが、 P_x は P_a の誤りか。	回答 158 を参照してください。
160	P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	$P_x = P_a$ とすると、毎年 4 月 1 日に改定とすると「a - 1 年度の平均値（a - 1 年 4 月から a 年 3 月末までの期間の平均値）は a 年 4 月 1 日に入手可能か。	毎年 4 月 1 日に改定するサービス購入料 2 の支払は 6 月末までの 3 ケ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額であり、各年度初回の支払に反映することは可能と想定しています。

161	P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	「企業向けサービス価格指数（総平均）」は現在の基準年度‘95で設定されており、価格指数の基準年度が変更されることによりリンク式等での調整が必要となる。リンク式の考え方も記載も併せ、考慮されたし。	基準年度が2000年と設定された場合の接続指数の算出式は以下のとおりであり、2000年基準の指数により改定を行います。 2000年基準価格指数 =1995年基準指数×(2000年基準の2000年平均指数/1995年基準の2000年平均指数) 新基準年度が設定された場合、新基準年度の指数により改定を行います。
162	P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	企業向けサービス指数は、消費税を含むベースにて計算されているが、消費税の改定が将来行われた場合、どのように対応することになるのか。	消費税を含むサービス購入料2を改定式により改定する予定ですが、第二次募集要項で定めます。
163	P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	企業向けサービス価格指数は、過年度修正が加えられることがあるが、過年度修正の取り扱いはどのようにされるのか。	過年度修正の公表以降、支払対象となる維持管理業務の対価に相当する額に過年度修正を反映し支払います。
164	募集要項 P 2 6 2 - (3)	維持管理業務のサービス対価	事業期間20年に互る物価指数は一般的に入手困難であり、より一般的に入手可能な基準による物価変動基準をお願いしたい。例えば、現状においても20年前の物価変動指数の入手は困難である。	提案にはインフレ率1%を見込まず提案をしていただき、実際の支払は物価指数の変動により改定します。
165	P 2 6 2 - (3)	サービス購入料2の改定	「サービス購入料2は、毎年1回4月1日に、物価変動を勘案して改定をおこなう。」とあるが、 事業試算書提案時において、サービス購入料2についての毎年の物価変動は、「特定事業の選定について」(H15.6.26)の 2 事業の評価 (1)市の財政負担見込み額による定量的評価 ア 市の財政負担額算定の前提条件 共通条件 インフレ率1%を、提案時に見ておく事としてよいか。	回答164を参照してください。
166	P 2 6 3	サービス対価支払時期	表5の港中学校の一時支払金(第一期)のみ、1ヶ月後支払いなのはなぜか。	回答154を参照してください。

167	P 2 6 3	工事スケジュール案及びサービス対価支払い時期	例えば、サービス購入料 1 a は 4 月にての支払いと記載されているが、実際には請求手続き期間を経て支払われるものと理解してよいか。	回答 136 を参照してください。
168	P 2 6 3	工事スケジュール案とサービス対価支払い時期	「スケジュール案を示すが、提案が表 5 と異なることを妨げるものではない。」とあるが、P17 に「表 1 完成確認期限」の記載がある。工事スケジュール、完成確認期限は事業者の提案によるものと考えてよいか。 また、提案が可能な場合、各施設の完成確認期限に関する条件があれば示されたし。(年度毎の工事出来高等)	完成確認の時期は完成確認期限の年度で、かつ完成確認の期日は募集要項 1 7 ページ表 1 の完成確認期限の範囲です。
169	P 2 7	基本設計完了時 実施設計完了時	基本設計及び実施設計に関する書類の提出については要求水準書に記載されているが、その提出時期(完了時期)が明確ではなく、提出時期は提案者の判断(提案)と考えてよいか。	特定事業仮契約書(案)約款第 10 条第 4 項,12,13 条を参照してください。
170	P 2 7	基本設計完了時 実施設計完了時 工事施工時	「市の判断による要求に基づき事業者にて修正すること」となっているが、市にて判断する際、事業者側の設計主旨等の内容に関するヒアリングは行われるのか。	特定事業仮契約書(案)約款第 12,13,27 条に定める通りです。
171	P 27 ~ 28 4 . 5	工事完了時 維持管理開始時	完工検査」、「完工確認」、「完成確認」の他、要求水準書(案) P 2 4 ~ P 2 6 にある「竣工検査」、「竣工確認」、「建築完了検査」、「不動産登記及び移転」、「施工業務完了」等、工事が終了してから供用開始・一次支払金の支払いに至るまでの様々な手続きがあり、使用されている用語が類似しているため、誤解が生じないように、各用語の定義、及び工事終了から供用開始・一次支払金の支払いまでの手続きのフロー、手続きに必要な日数などを明示されたし。	特定事業仮契約書(案)約款を参照してください。
172	P 2 7 1 . 2	基本設計完了時 実施設計完了時	「市は要求水準書に従っていない場合、事業者にその修正を求めることができる」とあるが、要求水準書に具体的に記されていないものは何を基準にどう判断するか。例えば「ライフサイクルコストの削減に向けた各種の工夫を盛り込むこと」など	要求水準書に記載のないものは提案書により、提案書にも記載のないものは事業者が任意に決めてください。

173	P 2 8 3 . 4	工事施行時 維持管理開始時	工事における「完工確認」と維持管理開始時における「完成確認」は、完工確認後 5(3)(4)(5)を行い、完成確認を受けることを前提とされているものなのか。 それとも、5(3)(4)(5)に関して、4(4)の完工確認と並行同時作業にて両者要件具備した段階において、完成確認を受領できるものなのか。 また市への施設の引渡はいつの時点において行えばよいか。	特定事業仮契約書(案)約款第31,34,40条を参照してください。
174	P 2 8 4 - 4	工事完了時	完工確認の結果、設計図書との相違が判明した場合の是正は完工確認時に明示されるものと理解してよいか。もし、完工確認時に明示されない場合、明示されるまでの期間を事前に設定できないか。	特定事業仮契約書(案)約款第31条を参照してください。
175	P 2 8 5 - (1)	維持管理開始時	維持管理業務遂行の訓練・研修は事業者サイドで自主的に行うものと考えてよいか。教職員との調整はあるか。また、実施する場合、何処でどの時期に行えばよいか市側の考えを示されたし。	維持管理業務遂行の訓練・研修は事業者が自主的に行ってください。教職員との調整について、市は協力を行います。
176	P 2 8 5 - (3)	維持管理開始時	維持管理体制の確認とあるが、何をどの様に確認するのか。 通知書の書面による確認になるのか、また、確認の際の判断基準はあるのか。	維持管理体制の確認および基準については特定事業仮契約書(案)約款第33条を参照してください。 通知方法については維持管理体制の確認を含めた完成確認書を交付します。
177	P 2 8 5 - (5)	保険証書の写し	完成後の施設賠償、火災保険を示すのか。その場合、保険は事業者が負担し、付保するのか。	火災保険を含め市が付保する保険を第二次募集要項等で公表する予定です。第二次提案で事業者が提案する保険証書の写しを提出してください。
178	P 3 0 3 . 4	サービス購入料2 の減額の考え方	立入検査又は利用者アンケートの判断によりサービス料が減額されるとあるが、各モニタリング項目をチェックする場合の基準はどの程度と考えれば良いのか。 [項目には現実的ではない項目(雑草無)もあり、減額ありきとも取れる内容であるが]	モニタリング項目は第一次募集要項別紙3及び要求水準書(案)資料編に示す内容とします。

179	P 3 0 3 . 4	サービス購入料 2 の減額の考え方	モニタリングの結果、減額となった場合の減額原因が市側の都合、いたずら・天災等の不可抗力の場合は減額対象外と考えてよいか。	モニタリングの減額については、P32 4(2) E ,P35 4(3) U を参照してください。
180	P 3 0 3 - (1)	市によるモニタリング方法	表 2 において「市は必要に応じて市の費用負担に応じて利用者アンケートを行う」とされているが、モニタリングにおける利用者アンケートの位置付け、予定しているアンケートの内容について教示されたし。	位置づけに関しては、P31 4(2) I U P34 4(3) I を参照してください。アンケート内容については、必要に応じてアンケート対象に応じて決定します。
181	P 3 0 3 - (1)	市によるモニタリング方法	利用者アンケートとあるが、そのアンケートの内容は、要求水準書(案)の資料 2 2 ~ 2 7 に記載されているモニタリング項目の範囲内で行なわれるとの理解でよいか。	回答 180 を参照してください。
182	P 3 0 4 - (1)	サービス購入料 2 の減額の考え方	サービス購入料 2 は P 2 6 表 5 において 学校毎に第一期工事分、第二期工事分が設定されているが、これは、事業期間中にわたり、第一期工事部分の維持管理業務、第二期工事部分の維持管理業務、それぞれにモニタリングが行われ、それぞれ減額等が適用されるものなのか。 それとも、平成 1 8 年 1 2 月末度(全ての維持管理業務が行われた時点)間ではそれぞれモニタリング、減額規定等を適用し、平成 18 年 12 月以降に關しましては、一期工事分、二期工事分の維持管理業務合計に対し、モニタリングが行われ、減額規定等が適用され、平成 18 年 12 月以降に關しては、一期工事、二期工事の区別は不要となるという理解でよいか。	回答 151 を参照してください。
183	P 31,33 34,37 表 5,7,8,9	維持管理業者の変更	施設の利用可能性もしくは維持管理業務要求水準が達成されない場合の措置として、維持管理業者の変更をやむなくされた場合に、維持管理業者が出資者として事業に参画している場合、出資者としての取り扱いはどうなるか。	維持管理事業者の変更により、必ずしも維持管理業者の出資持分の変更は要しないものとしませんが、変更後の維持管理業者が株式を譲り受けて株主となることが望ましいと考えます。

184	P 31.34 4	サービス購入料 2 A Bの減額等	立入検査又は利用者アンケートにより、主観的な判断がある場合はどう反映されるのか。	協議会で協議するものとします。
185	要求水準 書 P 3 1 3 - (1)	サービス購入料 2 の支払額	「事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと」とあるが、学校利用者により性能及び機能を保つことができなくなる場合も想定され、学校利用者と事業者の責めの区分をどのような判定する予定であるか教示されたし。	回答 179 を参照してください。
186	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料の 減額	業務報告書の 1 つである施設利用報告書と施設利用可能性報告書の違いは何か。また、施設利用可能性報告書で確認となっているが、他に書類を作成する必要があるか。	施設利用報告書と施設利用可能性報告書とは同一のものを指しており、施設利用可能性報告書と訂正します。
187	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料の 減額	開校予定日の開校時間が対象とあるが、一般公開諸室の開放時間帯も開校時間を含むのであれば平日・休日を含め常に午後 9 時までの開放時間中は管理対象時間帯と考えてよいか。また、夏休みや冬休み期間中についても公開スケジュールは一定か。	詳細は第二次募集要項において明示しますが、事業者の業務時間は、原則次のとおりと想定しています。 ・平日 8:00～21:30 ・休日 8:30～21:30 (夏休み等の期間を含む)
188	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	表 5 において「虚偽の報告が当四半期以前のものである場合」に当時のサービス購入料 2 A の返還義務が規定されているが、時効の設定がされていない。 本規定を文面どおり解釈すると、維持管理開始後 2 0 年目に初年度の虚偽報告が判明した場合、1 9 年以上前に受領したサービス購入料 2 A の返還義務が SPC に生じることとなる。 時効の設定を願いたい。	民法その他一般的な法令の規定によるものとします。
189	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	モニタリングの結果、減額となりその減額原因が、市側の都合、第三者によるいたずら・天災等の不可抗力の場合はどうなるのか。 本項に限らず、サービス購入料 2 B 等についても該当すると思われるがどうなのか。	回答 179 を参照してください。

190	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	「各学校作成の月間行事予定に基づく開校予定日」とあるが、月間行事予定については、各学校はいつまでに作成するのか。具体的な規定があれば明示されたし。ない場合は、現状どのように作成しているのか具体例を教示されたし。 また、参考として、四日市市教育委員会が定める平成15年度の標準的な月別開校予定日数を教示されたし。	要求水準書に関する質問回答集別紙3を参照してください。
191	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	開放施設が使用される時間帯は開校時間に含まれないという認識でよいか。	開放施設が使用される時間帯は開校時間を含みます。
192	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	標準的な曜日別開校時間帯はどうなるか。開校時間の具体的な定義を示されたし。	回答 187 を参照してください。
193	P 3 1 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	一般公開諸室とは開放施設のことか。同じものを指すなら、開放施設の使用時間帯が開校時間外である場合は業務外となるため、矛盾が生じると思うが如何か。 また、異なるものであれば、一般公開諸室とは具体的に何を指すのか。	一般公開諸室と開放施設と同一のものを指しており、開放施設と訂正します。
194	P 3 2	サービス購入料 2 Aの減額	各施設及び諸室利用可能性未達成日数において、規定時間に対し30分以上の変化が生じた場合、それを1日とするとあるが、非常に厳しい措置であり、30分以上4時間以内は0.5日とし、4時間以上は1日と変えられないか。	第一次募集要項 別紙3のとおりとします。
195	P 3 3 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	協議の結果として、本契約を終了しないと判断される場合の維持管理者の変更は、各学校別に判断され、維持管理者を変更するものと理解してよいか。また、事業契約の維持管理部分に関する部分解約は想定されているか。	ご質問のとおりです。

196	P 3 3 4 - (2)	サービス購入料 2 Aの減額等	市は本契約を終了する権利を有し、協議会にて協議することとなっているが、これは協議会の協議結果にかかわらず市の解約権を留保し、市の独自の判断で行使できるものと認識しているが、これでよいか。	ご質問のとおりです。
197	P 3 4 4 - (3)	サービス購入料の 減額	維持管理業務水準の対象は開校予定日における開校時間中となっているが、開校時間の定義(時間帯)を提示してほしい。	回答 187 を参照してください。
198	P 3 4 4 - (3)	維持管理業務水準 の確認	維持管理業務水準における開校予定日の開校時間は何時から何時までを指すものなのか。	回答 187 を参照してください。
199	P 3 5	サービス購入料 2 Bの支払停止	当四半期のペナルティポイントが 29 点以上 115 点未満と設定された根拠について教示されたし。	お詫びし訂正いたします。 毎月の要求水準を満たした場合の総点数 287 点から根拠を求め、 0 ~ 28 点 (10%) , 29 ~ 114 点 (40%) としております。 四半期となれば総点数 861 点から 0 ~ 86 点 (10%) , 87 ~ 344 点 (40%) となります。 別紙の表を参照してください。
200	P 3 5	サービス購入料 2 Bの減額	「ペナルティポイントを付与しない場合」の中に「本件施設の利用可能性が確保されていないと既に判断されている場合の要求水準等の抵触」とあるが、サービス購入料 2 A が既に減額されている場合には、サービス購入料 2 A の減額要因と同様のモニタリング項目における、サービス購入料 2 B の支払のみが確保されるという解釈でよいか。	ご質問のとおりです。
201	募集要項 全般		本要項等で、不可抗力に関する規定が掲載されていないが、事業契約書(案)等で明示されるものか。	特定事業仮契約書(案)約款第 62 条を参照してください。
202	募集要項 全般		施設整備業務における瑕疵担保期間および瑕疵担保範囲に関する考えを示されたし。	特定事業仮契約書(案)約款 14 条の 2,43 条を参照してください。

事業者選定基準書に関する質問

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1	事業者選定基準書 P 4 4 - (3)	第二次提案書総合審査	地元経済発展への配慮については、第一次提案において「地元企業との協力や雇用、資材調達など、地域の活性化等に配慮した提案がなされているか」について10点が配点されており、第二次提案にはそのような項目が入っていないが、第二次提案においては、地元経済発展への配慮については考慮されていないということなのか。	第二次提案書総合審査では、地域の活性化等に配慮した提案を直接的に評価する項目は設定していませんが、第一次提案書に示された地域の活性化等に配慮した提案をもとに、評価項目・評価の視点に沿ってより具体化していただくことを期待しています。
2	事業者選定基準書 P 5 4 - (3)	第二次提案書総合審査	「一次提案書の内容と二次提案書において変更は原則として認めない」とあるが、一次提案書提出後、よりメリットのある提案内容が出てきた場合、変更は認められるか。	当該変更がある点においてよりメリットがあっても、別の点で第一次提案書審査における評価の低下につながることも考えられるため、第一次提案書審査の評価に影響しないような軽微な変更を除き、変更は認めません。

様式集に関する質問

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1	様式集 P 7 第 6 号様式	応募者・協力企業メンバー表	応募者の称号または名称は、募集要項 P 6 に記載されている「市の入札参加者名簿」に登録されている名称と同じと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
2	様式集 P 7 第 6 号様式	応募者・協力企業メンバー表	本事業における役割は、設計・工事監理・建設・維持管理から選択するとあるが、それ以外に、SPC への出資もしくは融資等の役割をもつ企業がある場合、構成員または協力企業としてメンバー表に記載することは可能か。	SPC から設計・工事監理・建設・維持管理以外の業務を請け負う企業が構成員となることは可能です。出資、融資のみを行う企業は、構成員または協力企業となりません。
3	様式集 P 7 第 6 号様式	応募者・協力企業メンバー表	四日市市以外に本社・本店がある業者で、営業所等が四日市市にあれば所在地、商号又は名称、代表者名はその営業所等で作成してもよいか。	法人登記簿謄本に記載される商号、所在地、代表者名を記載してください。
4	様式集 P 7 第 6 号様式	応募者・協力企業メンバー表	「構成員または協力企業」の標記欄に「構成員」であるか「協力企業」であるかの明記は必要ないか。	第 5 号様式に構成員を記載するとともに、第 6 号様式に構成員・協力企業の別を記入してください。
5	様式集 P 1 2 第 9 号様式	参加資格審査申請書	協力企業は、市の入札参加資格者名簿への登録は必要であるか。(協力企業は 6 . の書類は必要か)	協力企業は市の入札参加資格者名簿への登録を証する書類の写しを必要としません。
6	様式集 P 1 2 第 9 号様式	参加資格審査申請書	事業税の納税証明書は三重県の納税証明書と理解してよいか。また、提出する納税証明書は、納税額等証明用か、未納税額のない証明用いずれか。それとも両方提出するものか。	本店所在地での納税証明書のことです。また、四日市市に納税義務がある場合、四日市市の納税証明書を提出してください。納税証明書は未納税額のない証明用のものです。
7	様式集 P 1 2 第 9 号様式	参加資格審査申請書	建設企業について必要な書類は、「9 建設業法・・・特定建設業の許可を受けていることを証する書類の写し」のみと考えてよいか。また 1 0 が欠番となっているが、よいか。	1 ~ 6 , 9 の書類を提出してください。
8	様式集 P 1 2 第 9 号様式	参加資格審査申請書	登録を証する書類の写しとあるが、登録証の交付はされていないと思うので、四日市市契約資格審査申請書受領書(受付印押印済み)の写しを添付すると考えてよいか。	ご質問のとおりです。

9	様式集 P 1 2 第 9 号様式	参加資格審査申請書	協力業者も添付書類は必要か。	協力企業に添付書類は不要です。
1 0	様式集 P 1 3 第 1 0 号様式	実績確認資料	記入欄が足りない場合は本様式に準じて追加・作成することとあるが、実績 1 件につき 1 枚とし、枚数に制限はないと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
1 1	様式集 P 1 3 第 1 0 号様式	実績確認資料	実績は 1 件でよいか。または複数ある場合は複数を記載するのか。	実績が 1 つあれば応募者の要件を満たすものとしますが、複数ある場合は複数を記載してください。
1 2	様式集 P 1 4 第 1 0 号様式	実績確認資料	提出する契約書の写しは、契約金額欄は削除(塗りつぶし)したものでよいか。	ご質問のとおりです。
1 3	様式集 P 1 4 第 1 0 号様式	実績確認資料	関連する有資格者とは、氏名及び資格の種類を記述すればよいのか。また、資格のコピーは必要か示されたし。	ご質問のとおりです。
1 4	様式集 P 1 4 第 1 0 号様式	実績確認資料	企業の業務内容の記述において、「関与」とあるが、とは何か。	関与業務を記入してください。
1 5	様式集 P 1 4 第 1 0 号様式	実績確認資料	「契約書該当部分」とは、具体的に何を指すのか。少なくとも、どのような項目の記載が必要なのか示されたし。	実績確認書に記載した、受託企業名、施設名称、所在地、規模、業務内容、業務委託期間の記載が必要です。
1 6	様式集 P 1 4 第 1 0 号様式	実績確認資料	「実績を証する書類として契約書該当部分の写し等を添付」とあるが、契約書については通常守秘義務で、第三者には開示できないようになっている。この場合、契約書以外で証明する書類がなければどうすればよいか。請求書や残高確認書の写しなどでもよいか。	守秘義務となっている箇所については回答 15 を参照してください。契約書以外においても実績確認書に記載した、受託企業名、施設名称、所在地、規模、業務内容、業務委託期間が確認できる書類の写しを提出してください。
1 7	様式集 P 1 6 第 1 2 号様式以下	第一次提案書	一次提案書には企業名などの固有名称を記載してもかまわないか。	ご質問のとおりです。
1 8	様式集 P 1 8 第 14 号様式	提案書 2	第二次提案書に提案スプレッドを記載することになっているが、第一次提案書では金利等具体的な数字を入れる必要はないと理解してよいか。	ご質問のとおりです。

